

大阪府薬物の濫用の防止に関する 条例の一部が改正されました

改正の目的

今回の条例改正は、大阪府内のマンションやホテル等の一室が、覚醒剤・大麻等の薬物の密売拠点として使用されないようにするためのものです。

薬物排除の機運を高め、府民、事業者、自治体、警察が協力し、安心して暮らせる社会を実現するために行いましたのでご協力をお願いします。

平成28年3月1日施行



改正の主な内容

不動産関係

1 何人も、薬物の製造等をする場所に使用されることを知って、不動産の譲渡等（譲渡又は貸付けする行為で地上権の設定を含む。）に係る契約をしてはならない。

※「何人も」と規定されているとおり、全ての人が対象となります。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、薬物の製造等をする場所に使用されることを知って、代理又は媒介をしてはならない。

※宅建業者に限らず、代理又は媒介をする人が対象となります。

宿泊施設関係

3 旅館業を営む者は、薬物の製造等をする場所に使用されることを知って、当該施設に宿泊させてはならない。



皆さんの協力が必要です！

「薬物の製造等」とは、覚醒剤・大麻等の薬物に関して、製造・栽培・販売・授与又は販売若しくは授与の目的での所持をする行為を言います。

注意！！上記2・3の違反をした場合はその旨を公表されることがあります！！

不動産契約者や宿泊利用者は、不動産や旅館・ホテル等を薬物の製造等をする場所に使用したことが判明した場合には、不動産契約の解除、宿泊施設からの退去等を求められます。

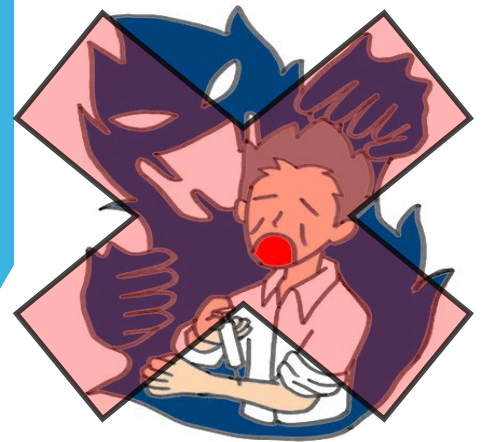
※大阪府警察のホームページに、条例の改正内容やこのちらしも掲載しています。

👉【URL】 <http://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/drug/jyourei.html>

不動産業者・旅館業者の方へ

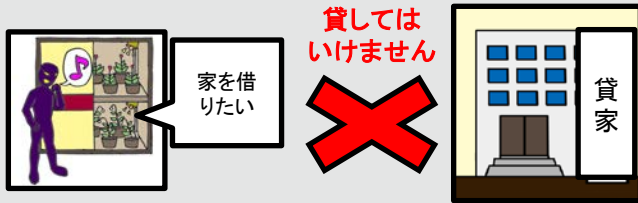
関係者の方の協力が必要です！！

不動産・旅館業者
に関する規定が追
加されました。



1 不動産譲渡等に関する規制等

- ① 契約の相手方に対し、薬物の製造等の場所に使用されると知って、不動産の譲渡等をしてはいけません。
- ② 契約の際は、事前に薬物の製造等の場所に使用しないことを確認するよう努めて下さい。
- ③ 契約において「薬物の製造等の場所に使用しないこと、使用されていることが判明すれば契約の解除又は買い戻しができる」旨の内容を定めるように努めて下さい。
- ④ 薬物の製造等の場所と判れば、契約の解除等をするよう努めて下さい。



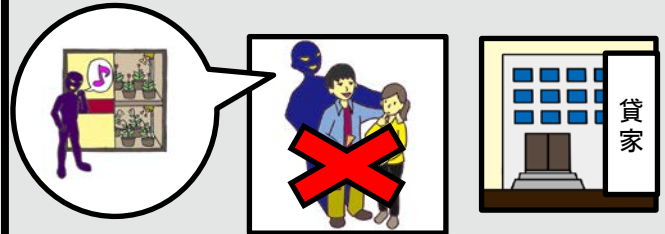
薬物の製造等の場所に
使用しませんよね？



契約書への記載事項
・薬物の製造等の場所の禁止
・解除・買い戻し

2 不動産の譲渡等の代理 又は媒介に係る規制等

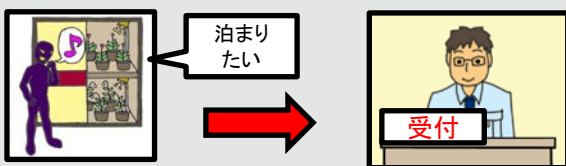
- ① 薬物の製造等の場所に使用されると知って契約の代理又は媒介をしてはいけません。
- ② 左記1の不動産譲渡等に関する規制等②及び③の遵守事項について助言等を行って下さい。



代理又は媒介をする者は
・薬物の製造等の場所に使用されないことの確認
・契約書に「解除」又は「買い戻し」ができる旨の内容を記載する
等について助言して下さい。

3 旅館業者の宿泊契約等にかかる規制等

- ① 薬物の製造等の場所に使用されると知って、宿泊させてはいけません。
- ② 宿泊契約において「薬物の製造等の場所に使用しないこと、使用されていることが判明すれば退去を求めることができる」旨の内容を定めるように努めて下さい。
- ③ 薬物の製造等の場所として使用していることが判明すれば、退去を求めるよう努めて下さい。



宿泊約款への記載事項
・薬物の製造等の場所の禁止
・退去の求め

上記2の①・3の①の違反

説明または資料の提出

勧告

公表

問い合わせ先

■大阪府健康医療部薬務課(☎06-6941-9078)

■大阪府警察本部刑事部薬物対策課(☎06-6943-1234)